

社会保険労務士だから◆◆ すべてOK



労働保険 社会保険

加入・脱退

年度更新

保険料算定

これはキツイわ～

社会保険未加入対策

(雇用・健保・厚生年金)

①社会保険調査を4年一巡で

日本年金機構(年金事務所)は「全加入事業所の社会保険調査を4年で実施する」と発表し、粛々と実行しています。

【東大阪年金事務所の場合】

算定基礎届提出時調査(7月)	7,200件
総合調査(通年、半日かけて)	1,800件
合計	9,000件

②他業界では許可取り消しも

労働者派遣事業では、社会保険未加入を理由に許可更新を取り消された企業も出ています。

へー、そやったんや。ほんで？

社労士に手続きを任せたら

- ① 社労士は労働・社会保険のプロ。ミスなく確実に行います。
- ② 社長さんが手続きに取られる時間はムダ。経営に専念できます。
- ③ 総務担当者が過重負担では？残業時間を減らせます。

社会保険 ミニ Q&A

Q1. パートや非常勤でも社会保険に加入しなければならないのですか。

A1. 雇用保険は週20時間以上勤務、健保・厚生年金は所定時間の4分の3以上勤務する人が対象になります。

Q2. 「今さら社会保険なんか…。手取りが減るだけ」と嫌がる使用人(募集人)がいます。

A2. 平成27年10月(予定)から年金を10年掛ければ、将来受け取れるようになります。

社会保険は会社が保険料を半分負担してくれるので、使用人さんも安心できる制度です。

雇用保険助成金

計画書・支給申請書の作成・提出は社労士が代行します。就業規則もお任せください!

労働保険事務組合

- ① 社長さんも加入できる
- ② 保険料を年3回に分割納付できる
- ③ 事務の手間が省けます。

〒577-0027

東大阪市新家中町6-7

かわちの社労士事務所

社会保険労務士 喜多裕明

TEL 06(6784)4556

FAX 06(6785)7133

<http://kawachino.org>